

航空自衛隊達第25号

予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第31条第1項の規定に基づき、及び同訓令を実施するため、航空自衛隊の予備自衛官の招集手続に関する達を次のように定める。

昭和61年12月19日

改正	平成	元年	2月28日	航空自衛隊達第4号
	平成	2年	5月31日	航空自衛隊達第23号
	平成	3年	4月3日	航空自衛隊達第13号
	平成	4年	4月16日	航空自衛隊達第22号
	平成	4年	6月29日	航空自衛隊達第32号
	平成	5年	9月20日	航空自衛隊達第34号
	平成	14年	3月27日	航空自衛隊達第6号
	平成	16年	9月17日	航空自衛隊達第21号
	平成	18年	7月26日	航空自衛隊達第35号
	平成	19年	1月5日	航空自衛隊達第1号
	平成	25年	5月17日	航空自衛隊達第42号
	平成	27年	10月19日	航空自衛隊達第52号
	平成	29年	6月23日	航空自衛隊達第27号
	令和	元年	6月27日	航空自衛隊達第14号
	令和	3年	3月17日	航空自衛隊達第18号
	令和	4年	3月8日	航空自衛隊達第10号
	令和	6年	9月30日	航空自衛隊達第59号

航空幕僚長 空将 大村 平

航空自衛隊の予備自衛官の招集手続に関する達（登録報告）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 防衛招集等（第4条の2－第15条の2）
- 第3章 訓練招集（第16条－第28条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊の予備自衛官の防衛招集等及び訓練招集の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 担当方面隊司令官 予備自衛官の招集手続に関する訓令（以下「訓令」という。）別表に定める区域を担当する航空方面隊司令官をいう。
- (2) 地区予備自衛官担当部隊等 航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達（昭和61年航空自衛隊達第24号。以下「任用、服務等に関する達」という。）第2条第2号に規定する地区予備自衛官担当部隊等をいう。
- (3) 担当方面総監 訓令別表に定める方面隊司令官が担当する区域に所在する地方協力本部長を指揮監督する方面総監をいう。

（担当方面隊司令官、地区予備自衛官担当部隊等の長及び訓練招集部隊等の長の責務）

第3条 担当方面隊司令官は、予備自衛官の招集手続に関する業務の実施に関して、担当方面総監と密接な連携を維持するとともに、地区予備自衛官担当部隊等の長を指揮又は統制して、当該業務を円滑に実施するものとする。

2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、予備自衛官の招集手続に関する業務の実施に関して担当区域内の部隊等の長を指揮又は統制するとともに、担当地方協力本部長の行う予備自衛官の招集手続に関する業務を支援するものとする。

3 訓練招集部隊等の長は、予備自衛官と密接な連携を維持するとともに、当該部隊等で受け入れる予備自衛官の招集手続業務に関し担当地方協力本部長を支援するものとする。

（予備自衛官の招集手続に関する管理組織）

第4条 予備自衛官の招集手続に関する業務を実施するための管理組織については任用、服務等に関する達第4条の規定を準用する。

第2章 防衛招集等

（防衛招集等部隊等の指定等）

第4条の2 航空方面隊司令官は、訓令第5条第1項の規定により防衛招集等部隊等を指定する場合には、次に掲げる場合を除き、予備自衛官が指定されている訓練招集部隊等を基準とする。

(1) 予備自衛官の受入れが困難であると予測される場合

(2) 経路の遮断等により、予備自衛官の出頭が困難であると予測される場合

2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第70条第3項の規定により自衛官となった者は、辞令を発せられることなく、防衛招集等部隊等において勤務するものとする。

（予備自衛官の受入命令）

第5条 航空総隊司令官は、訓令第4条の2の規定に基づき、予備自衛官の受入れを命ずる場合には担当方面隊司令官に対し、行動命令を発するものとする。

2 担当方面隊司令官は、航空総隊司令官の行動命令に基づき、防衛招集等部隊等の長に対し予備自衛官の受入れを命ずるときには、行動命令を発するとともに防衛招集等部隊等の長の指揮系統上の上級部隊等の長（以下「上級部隊等の長」という。）及び地区予備自衛官担当部隊等の長に当該行動命令の写しを送付し、担当地方協力本部長に必要な事項を通知するものとする。

（防衛招集等予定者名簿の作成及び送付）

第6条 担当方面隊司令官は、毎年3月末までに防衛招集等予定者名簿（別紙様式第1）を作成し、担当方面総監に通知するとともに、写しを担当地方協力本部長及び地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

（訓練招集中の予備自衛官に対する防衛招集命令書等の交付ができない場合の処置）

第7条 訓練招集部隊等の長は、訓練招集に応じている予備自衛官のうち職務離脱、入院その他の事故により訓令第8条の規定に基づく防衛招集命令書、国民保護等招集命令書及び災害招集命令書（以下「防衛招集命令書等」という。）を交付できない場合は、その事由を地区予備自衛官担当部隊等の長を通じ速やかに担当地方協力本部長に通知するものとする。

（防衛招集者名簿等の送付及び補正）

第8条 地区予備自衛官担当部隊等の長は、担当地方協力本部長から訓令第13条第1項の規定による通知（以下「防衛招集者名簿等」という。）を受けたときは、1部を控えとし、1部を担当方面隊司令官に、3部を防衛招集等部隊等の長にそれぞれ送付するものとする。

2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、担当地方協力本部長から訓令第13条第2項の規定による通知を受けたときは、その通知により防衛招集者名簿等の補正を行うとともに、担当方面隊司令官及び防衛招集等部隊等の長に報告し、又は通知するものとする。

3 防衛招集等部隊等の長は、地区予備自衛官担当部隊等の長から前2項の規定による文書の送付又は通知を受けたときは、上級部隊等の長に報告するものとする。

(防衛招集等に応じて出頭した予備自衛官の受入れ業務)

第9条 防衛招集等部隊等の長は、予備自衛官が防衛招集等に応じて出頭したときは、防衛招集者名簿等並びに当該予備自衛官が携行した防衛招集命令書等及び予備自衛官手帳により当該者を確認し、予備自衛官手帳及び防衛招集者名簿等に所要事項を記入するものとする。

2 防衛招集等部隊等の長は、予備自衛官が防衛招集等に応じて指定の日時前に出頭した場合には、部隊等に宿泊させ給食の処置を執るものとする。

3 防衛招集等部隊等の長は、予備自衛官が防衛招集等に応じて出頭した日に、航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号。以下「健康診断及び体力検査に関する達」という。）第6条に基づき、健康診断を行い、その結果を上級部隊等の長に報告するとともに、地区予備自衛官担当部隊等の長を経由して速やかに担当方面隊司令官に報告し、又は通知するものとする。

4 訓令第14条第2項に規定する文書は、個別命令とする。

(防衛招集等部隊等の長の防衛招集等状況速報)

第10条 防衛招集等部隊等の長は、別に示す期間、前日24時現在の防衛招集等の状況について、次の各号に掲げる速報事項を地方協力本部別、階級別に当日の4時までに文書により、上級部隊等の長及び地区予備自衛官担当部隊等の長に報告し、又は通知するものとする。この場合において、速報する事項は当該各号の番号をもって示すものとする。

- (1) 招集者数
- (2) 出頭者数
- (3) 猶予者数
- (4) 取消者数
- (5) 交付不能者数
- (6) 遅延出頭者数

- (7) 解除者数
- (8) 受入者数
- (9) 健康診断の結果、不適格となった者の氏名
- (10) 3等空尉以上に指定された予備自衛官で未出頭の者の氏名
- (11) その他必要な事項

(地区予備自衛官担当部隊等の長の防衛招集等状況速報)

第11条 地区予備自衛官担当部隊等の長は、別に示す期間、前条各号に掲げる速報事項の地方協力本部別、階級別の人員を文書により、当日の6時までに担当方面隊司令官及び担当地方協力本部長に報告し、又は通知するものとする。

(担当方面隊司令官の防衛招集等状況速報)

第12条 担当方面隊司令官は、第10条に掲げる防衛招集等の状況の速報事項を取りまとめ、当日の10時までに航空幕僚長（募集・援護課長気付）及び航空総隊司令官に報告するものとする（23-P118-AR（C-1））。

(防衛招集者名簿等の整理及び送付)

第13条 防衛招集等部隊等の長は、防衛招集者名簿等に係る予備自衛官の受入れを完了したときには、当該防衛招集者名簿等に不出頭者、遅延出頭者、解除者、健康診断の判定区分等について所要の記入を行い、出頭した予備自衛官の受入れを完了した日（以下「防衛招集等受入完了日」という。）から2日以内に地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、前項の防衛招集者名簿等の送付を受けたときには、防衛招集等受入完了日から5日以内に、当該防衛招集者名簿等を担当地方協力本部長に送付するものとする。この場合において防衛招集者名簿等の写しを2部作成し、1部を担当方面隊司令官に送付するとともに、1部を保管するものとする。

3 前項の規定により担当地方協力本部長に送付する防衛招集者名簿等に、防衛招集等を解除した者に係る申出書及び市町村長の証明書を添付するものとする。

(防衛招集等結果報告)

第14条 防衛招集等部隊等の長は、防衛招集等受入完了日から5日以内に、地方協力本部別に防衛招集等結果報告（別紙様式第2）を作成し、地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、前項の規定による防衛招集等結果報告をとりまとめ、防衛招集等受入完了日から10日以内に担当方面隊司令官及び担当地方協力本部長に送付するものとする。

3 担当方面隊司令官は、前項の規定による防衛招集等結果報告をとりまとめ、防衛招集等受入完了日から15日以内に航空幕僚長（募集・援護課長気付）及び航空総隊司令官に報告するものとする（23-P119-AR（C-1））。

（防衛招集等解除者名簿の作成及び送付）

第15条 防衛大臣直轄の部隊及び機関の長は、訓令第17条第2項の規定に基づき、隷下又は管理下の部隊等に対し防衛招集等の解除の実施を命ずる場合には行動命令を発するものとする。

2 部隊等の長は、前項の規定により防衛招集等の解除を行った場合には、防衛招集等解除者名簿（別紙様式第3）を作成し、地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

3 地区予備自衛官担当部隊等の長は、前項の防衛招集等解除者名簿を担当方面隊司令官及び担当地方協力本部長に送付するものとする。

（防衛招集等解除の実施命令が発令されない場合における防衛招集等の解除）

第15条の2 訓令第17条第1項の規定による防衛招集等解除の実施命令の発令が行われない場合には、招集期間の満了日をもって防衛招集等を解除するものとする。

2 前項の規定による防衛招集等の解除は、招集期間の満了日に予備自衛官の所属する部隊等の長が個別命令により行うものとする。

第3章 訓練招集

（訓練招集部隊等の指定）

第16条 訓令第19条第1項の規定により訓練招集部隊等を指定する場合には、各基地及び各分屯基地の基地業務担当部隊等の中から指定するものとする。

2 訓練招集部隊等の指定は、予備自衛官の採用に伴い新たに指定する必要がある場合を除き、毎年度当初担当方面隊司令官が作成する予備自衛官の訓練招集計画に示すところにより指定するものとする。

3 担当方面隊司令官は、前項の規定により訓練招集部隊等を指定した場合には、当該指定部隊等を担当方面総監に通知し、その写しを担当地方協力本部長並びに航空幕僚長、航空総隊司令官、他の担当方面隊司令官及び訓練招集

部隊等の長の上級部隊等の長に送付するものとする。

（予備自衛官の採用時の訓練招集部隊等の指定）

第17条 担当方面隊司令官は、予備自衛官の採用時に訓練招集部隊等を決定し、担当地方協力本部長及び地区予備自衛官担当部隊等の長に対して任用、服務等に関する達第8条第2項に規定する予備自衛官志願者連名簿の訓練招集指定部隊等欄に部隊等名を記入して通知するものとする。

2 訓令第19条第2項の規定に基づく担当方面隊司令官の訓練招集部隊等の長に対する通知は、任用、服務等に関する達第11条及び第15条に規定する採用者の通知及び予備自衛官個人管理カードの送付をもって代えるものとする。

3 担当方面隊司令官は、訓練招集部隊等を指定する場合には、職務遂行に必要な知識及び技能に関する訓練が実施可能な基地業務担当部隊等を指定するものとする。

（訓練招集部隊等の指定変更）

第18条 地区予備自衛官担当部隊等の長は、予備自衛官からの訓練招集部隊等の変更の申し出に基づき訓練招集部隊等の長又は地方協力本部長から通報を受けた場合において、訓練招集部隊等を変更する必要を認めたときには、関係する地区予備自衛官担当部隊等の長と調整するとともに、担当方面隊司令官に訓練招集部隊等の指定変更を上申するものとする。

2 担当方面隊司令官は、前項の上申により、訓練招集部隊等の指定変更が必要であると認めたとき、又は、自らが訓練招集部隊等の指定変更が必要であると認めるときには、新たな訓練招集部隊等を決定し、新旧の地区予備自衛官担当部隊等の長に通知するとともに、訓練招集予定者名簿を修正し、担当方面総監に送付するものとする。この場合、その写しを担当地方協力本部長に送付するものとする。

3 地区予備自衛官担当部隊等の長は、前項の規定により訓練招集部隊等の変更の通知を受けた場合には、関係する訓練招集部隊等の長に通知するものとする。

（予備自衛官の受入命令）

第19条 航空総隊司令官は、訓令第20条の2の規定に基づき、予備自衛官の受入を命ずる場合には担当方面隊司令官に対し、一般命令を発するものとする。

2 担当方面隊司令官は、航空総隊司令官の一般命令に基づき、訓練招集部隊

等の長に対し予備自衛官の受入れを命ずる場合には一般命令を発するとともに、訓練招集部隊等の長の上級部隊等の長及び地区予備自衛官担当部隊等の長に当該一般命令の写しを送付し、担当地方協力本部長に必要な事項を通知するものとする。

（訓練招集計画の通知）

第19条の2 担当方面隊司令官は、当該年度の訓練招集計画を作成し、これを速やかに担当地方協力本部長に通知するとともに、その写しを航空幕僚長、航空総隊司令官、他の担当方面隊司令官及び地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

（訓練招集期間等の決定上考慮する事項）

第20条 担当方面隊司令官は、年度の訓練招集の開始前に、予備自衛官に対し、地区予備自衛官担当部隊等の長を通じ訓練招集予定その他必要な事項を示し、その希望する訓練招集の時期を調査して予備自衛官の招集時期を決定するものとする。

2 担当方面隊司令官は、同一の職場から多数の予備自衛官を訓練招集する場合には、地区予備自衛官担当部隊等の長を通じあらかじめ雇用主等と調整し、その協力を得て招集時期を決定するものとする。

3 担当方面隊司令官は、訓練招集時期を決定するに当たって、予備自衛官が訓練招集に応じやすいように考慮し、原則として当該期間に土曜日及び日曜日を含めるものとする。

（訓練招集予定者名簿の作成及び送付）

第21条 担当方面隊司令官は、航空総隊司令官から第19条の規定による予備自衛官の受入れを命ぜられたときには、訓練招集予定者を決定して訓練招集予定者名簿（別紙様式第1）を作成するものとする。

2 訓令第21条第2項の規定により担当方面隊司令官が方面総監に対して行う通知は、前項の規定による訓練招集予定者名簿によるものとし、その写しを担当地方協力本部長及び地区予備自衛官担当部隊等の長に送付するものとする。

（訓練招集者名簿の送付等及び補正）

第22条 地区予備自衛官担当部隊等の長は、担当地方協力本部長から訓令第27条第1項の規定による通知（以下「訓練招集者名簿」という。）を受けたときには、1部を控えとし、1部を担当方面隊司令官に、3部を訓練招集部隊等の長にそれぞれ送付するものとする。

- 2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、担当地方協力本部長から訓令第27条第2項の規定による通知を受けたときには、その通知により訓練招集者名簿の補正を行うとともに、これを担当方面隊司令官及び訓練招集部隊等の長に報告し、又は通知するものとする。

(訓練招集に応じて出頭した予備自衛官の受入れ業務)

第23条 訓練招集部隊等の長は、予備自衛官が訓練招集に応じて出頭したときには、訓練招集者名簿並びに本人が携行した訓練招集命令書及び予備自衛官手帳により、当該者を確認し、予備自衛官手帳及び訓練招集者名簿に所要事項を記入するものとする。

- 2 訓練招集部隊等の長は、予備自衛官が訓練招集に応じて指定の日時前に出頭した場合及び訓練招集の終了日の翌日以降に離隊することを必要と認める場合には、部隊等に宿泊させ、給食の処置を執るものとする。
- 3 訓練招集部隊等の長は、予備自衛官が訓練招集に応じて出頭した日に健康診断及び体力検査に関する達第6条の規定に基づき健康診断を行うものとする。
- 4 訓練招集部隊等の長は、前項に規定する健康診断の結果又は必要と認める場合には医官の意見を聴取して、訓練(訓練見学を含む。)に参加できない者を決定し、当該者の訓練招集命令の変更の手続を行うものとする。

(訓練招集命令の変更の基準)

第24条 訓令第28条第1項の規定に基づき訓練招集部隊等の長が訓練招集命令の変更を認める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第88条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第49条第1項第1号から第11号まで及び第13号から第15号まで並びに第49条の2第1項のいずれかに該当する場合。ただし、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第1号)第17条第1項の規定により休暇を与えられる場合を除く。
- (3) 1歳に満たない当該予備自衛官の子を養育する必要がある、配偶者が養育できない場合
- (4) 職場の災害又は勤務の都合で招集訓練を中断せざるをえない場合
- (5) その他前4号に準ずる場合

(訓練招集部隊等の長の訓練招集命令の変更の処置)

第 2 5 条 訓練招集部隊等の長は、訓練招集に応じて出頭した予備自衛官が、訓練招集期間の変更を必要とする理由が生じたときには、当該予備自衛官から、訓練招集変更申出書（別紙様式第 4）を提出させるものとする。

2 訓練招集部隊等の長は、前項の規定による訓練招集命令の変更が必要と認めたときには、個別命令（別紙様式第 5）を作成して当該予備自衛官に交付するとともに、訓練招集者名簿に当該変更事項並びに次回招集可能見込み月日及び期間を記入するものとする。

3 訓練招集部隊等の長は、訓令第 2 8 条第 3 項の規定に基づき訓練招集命令の変更を担当地方協力本部長に通知する場合、地区予備自衛官担当部隊等の長を通じ行うものとする。

4 訓練招集部隊等の長は、訓練招集命令の変更を担当方面隊司令官に報告するものとし、その報告要領は前項に準じて行うものとする。

（訓練招集者名簿の整備及び送付）

第 2 6 条 訓練招集部隊等の長は、訓練招集が終了したときには、その都度訓練招集者名簿に不出頭者、遅延出頭者及び訓練招集命令を変更した者並びに健康診断の判定区分等について所要の記入を行い、訓練招集が終了した日から 1 0 日以内に地区予備自衛官担当部隊等の長を通じ、担当地方協力本部長に送付するものとする。この場合において、訓練招集命令を変更した者があるときには、当該者に係る自衛隊法施行令第 8 9 条第 1 項に規定する訓練招集変更の申出書及び証明書等を添付するものとする。

（訓練招集結果報告）

第 2 7 条 訓練招集部隊等の長は、年度の訓練招集が終了した日から 1 0 日以内に訓練招集結果報告（別紙様式第 6）を地区予備自衛官担当部隊等の長に報告するものとする。

2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、前項の規定により訓練招集部隊等の長から報告を受けた訓練招集結果報告を訓練招集が終了した日から 2 0 日以内に担当方面隊司令官に報告するとともに、その写しを担当地方協力本部長に送付するものとする。

3 担当方面隊司令官は、前項の規定による訓練招集結果報告を取りまとめ、同様式による訓練招集結果報告を作成して、年度の訓練招集が終了した日から 3 0 日以内に航空幕僚長（募集・援護課長気付）及び航空総隊司令官に報告するものとする（2 3 - T 2 - A R（D））。

（指定訓練部隊等以外の部隊等で訓練を受ける場合の特例）

第28条 担当方面隊司令官は、予備自衛官の申し出により、他の方面隊の担当区域に所在する訓練招集部隊等において訓練招集に応じさせる必要があると認める場合には、当該担当方面隊司令官と協議のうえ訓練招集部隊等の変更の手続を行うものとする。

2 担当方面隊司令官は、前項の規定により予備自衛官の訓練招集部隊等の変更を行った場合には、第18条第2項及び第3項の規定に準じて処置するものとする。

附 則

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄）

この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成2年5月31日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成3年4月3日航空自衛隊達第13号）

この達は、平成3年4月3日から施行する。

附 則（平成4年4月16日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月29日航空自衛隊達第32号抄）

この達は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平5年9月20日航空自衛隊達第34号）

この達は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日航空自衛隊達第6号）

この達は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成16年9月17日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号）

1 この達は、平成18年7月31日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の使用紙は、残存部数に限り所要の修正の上使用することができる。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成25年5月17日航空自衛隊達第42号）

この達は、平成25年5月17日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 19 日航空自衛隊達第 52 号）

- 1 この達は、平成 27 年 10 月 19 日から施行する。
- 2 この達の改正後の第 16 条第 1 項の規定のうち、既に採用されている予備自衛官に係る訓練招集部隊の指定については、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日航空自衛隊達第 27 号）

この達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日航空自衛隊達第 14 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日航空自衛隊達第 18 号）

- 1 この達は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 8 日航空自衛隊達第 10 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 30 日航空自衛隊達第 59 号）

この達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別紙様式第1（第6条、第21条関係）

発簡番号
発簡年月日

殿

作成部隊等の長 印

* 防衛招集等
訓練招集
予定者名簿

出 頭 日 時		. . . 時		* 防衛招集等 訓練招集部隊名										
現 住 所 (届出の住所)	氏 名	認識番号	指 定			適職	自 衛 隊 退 職 年 月 予備自衛官 採 用 年 月	年 齢	被 服 の 号 数				備 考	
			階 級	職 域	特 技				作業帽	作業服	外とう	編上靴		
計	名													

- 記入要領等：（１）名簿は、地方協力本部別、防衛招集等部隊等（又は訓練招集部隊等）別及び出頭日時別に作成する。
- （２）年齢は、４月１日現在とする。
- （３）*印の箇所は、第6条の規定による場合は訓練招集の文字を、第21条第1項の規定による場合は防衛招集等の文字をそれぞれ抹消して作成する。
- （４）備考の欄には、所要事項を記載する。
- （５）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第 2（第 1 4 条関係）

発簡番号
発簡年月日

殿

作成部隊等の長 印

防 衛 招 集 等 結 果 報 告
(2 3 - P 1 1 9 - A R (C - 1))

命令書発行数		出頭数		猶予数	
取 消 数		解除数		不出頭数	
内 訳					
適用条項	自衛隊法施行令第 8 8 条第 1 項				
事由別	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	
猶 予 数					
取 消 数					
解 除 数					
その他不出頭数の事由別数	遅 延 者		出頭者健康診断 判定区分別数		
	1 時間以内	名	適	名	
	2 〃	名	不適	名	
	3 〃	名			
	4 〃	名			
	5 〃	名			
~~~~~					
~~~~~					

- 記入要領等：（１） 報告は、防衛招集等部隊等において作成する場合には、「防衛招集等結果報告」の右に括弧書きで地方協力本部名を記載する。
- （２） その他不出頭数の事由別数欄には、事由ごとに人員数を記載する。
- （３） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

殿

作成部隊等の長 印

作成部隊等の長 印

記入要領等：(1) 名簿は、部隊ごとに、かつ、招集時の担当地方協力本部別に作成する。
(2) 健康診断判定区分の欄は、最も近い時期に実施した健康診断の判定区分に従い、当該欄に○印を付ける。
なお、健康管理上必要な場合は、診断書又は意見書を添付する。
(3) 将来に対する意見の欄には、人事記録に記入した以外の事項で、人事管理上必要な事項を記入する。
(4) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第 4（第 2 5 条関係）

訓 練 招 集 変 更 申 出 書			
令和		年	月 日
(訓練招集部隊等の長) 殿			
		階級	氏 名
次の理由により今回の訓練招集を変更されたく申請します。			
1 理由			
2 次期出頭可能見込み			
(1) 時期			
令和		年	月 日
(2) 場所			
(3) 日数			
		日	
上記のとおり変更を承認する。			
訓練招集部隊等の長		階級	氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

別紙様式第 5 （第 2 5 条関係）

個 命 番 号
発令年月日

訓練招集命令変更に関する個別命令

令和 年 月 日から同年 月 日までの訓練招集期間を令和
年 月 日から同年 月 日までに変更する（次回招集につい
ては、地方協力本部長から別に訓練招集命令書が交付される。）。

命令書交付番号	階 級	氏 名

訓練招集部隊等の長 階級 氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

別紙様式第6（第27条関係）

発簡番号
発簡年月日

殿

(地方協力本部)

訓 練 招 集 結 果 報 告
(2 3 - T 2 - A R (D))

作成部隊等の長

印

予備自衛官 現 在 員 数		招集命令書 発 行 数		出 頭 数		取 消 数		そ の 他 不出頭数		命 令 変 更 数	
内						訳					
当初から命令書を交付しない 事由別数	命令取消し事由別数		その他不出頭事由別数		命令変更事由別数		遅 延 者 数		出頭者の健康診断 判定区分別数		
					1 時間以内	名	適	名			
					2 "	名			不適	名	
					3 "	名					
					4 "	名					
					5 "	名					
					変更内容別数						
					出頭場所の変更	名					
					出頭日時の変更	名					
					招集日数の変更	名					

- 添付書類：別紙「改善意見」
- 記入要領等：（1）報告は、訓練招集部隊等において作成する場合は担当地方協力本部長からの通知事項を含めて地方協力本部別に作成する。
- （2）事由別数の各欄は、それぞれの事由ごとに人員数を記載する。
- （3）変更内容別数欄は、命令変更事由別数と重複して記入して差し支えない。
- （4）訓練招集についての改善意見があれば別紙として、改善事項並びに改善策及びその理由を記載して添付する。
- （5）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。